

平成15年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県議会議長 外 間 盛 善
沖縄県知事 稲 嶺 恵 一
沖縄県教育委員会委員長 玉 城 昭 子 殿
沖縄県公安委員会委員長 比 嘉 良 雄

沖縄県監査委員 太 田 守 胤
沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子
沖縄県監査委員 兼 城 賢 次
沖縄県監査委員 糸 洲 朝 則

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定に基づいて別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	7
(1) 財務に関する指摘事項	7
(2) 事務に関する指摘事項	8
(3) 部局別件数	9
(4) 監査所見	9
第3 部局別の指摘事項	11
○ 総務部	11
(1) 財務に関する事項	11
[収入]	11
① 県税収納率の向上に努力を要するもの	11
② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの	11
③ 徴収に努力を要するもの	11
[支出]	11
① 給与が過払いとなっていたもの	11
(2) 事務に関する事項	12
① 自動車税の督促状発送業務に改善を要するもの	12
○ 企画開発部	12
(1) 財務に関する事項	12
[支出]	12
① 給与が不足払いとなっていたもの	12
② 支出負担行為の整理が遅れていたもの	12
(2) 事務に関する事項	12
① 相談業務について改善を要するもの	12
② 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの	12
○ 文化環境部	13
(1) 財務に関する事項	13
[支出]	13

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの	13
○ 福祉保健部	13
(1) 財務に関する事項	13
[収入]	13
① 徴収に努力を要するもの	13
② 現金出納事務が適正でなかったもの	13
[支出]	13
① 給与が過不足払いとなっていたもの	13
② 支払遅延により不経済支出となっていたもの	14
[財産]	14
① 備品の管理が適正でなかったもの	14
(2) 事務に関する事項	14
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	14
② 産業廃棄物の管理が適正でなかったもの	14
○ 病院管理局	14
(1) 財務に関する事項	14
[収入]	14
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	14
② 調定事務が適正でなかったもの	15
③ 行政財産の使用料が徴収不足となっていたもの	15
④ 行政財産の使用料の調定が行われていなかったもの	15
[支出]	15
① 給与が過不足払いとなっていたもの	15
[契約]	16
① 契約方法について改善を要するもの	16
② 契約手続きが適正でなかったもの	16
(2) 事務に関する事項	16
① 診療報酬請求事務について改善を要するもの	16
② 給食業務の衛生管理に留意を要するもの	16
③ 本庁、病院間の振替手続きに改善を要するもの	16
○ 農林水産部	17
(1) 財務に関する事項	17
[収入]	17

① 徴収に努力を要するもの	17
[支 出]	17
① 支出負担行為の整理が遅れていたもの	17
② 給与が過払いとなっていたもの	17
[財 産]	17
① 公用車両の利活用が図られていなかったもの	17
② 備品の管理が適正でなかったもの	18
③ 財産台帳の保管、管理が適正でなかったもの	18
(2) 事務に関する事項	18
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	18
② 嘱託員の勤務形態について改善の必要があるもの	18
③ 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの	18
④ 水産生産物払下規程の見直しが必要なもの	18
⑤ 事業実施に必要な法令手続きを怠っていたもの	19
○ 商工労働部	19
(1) 財務に関する事項	19
[収 入]	19
① 徴収に努力を要するもの	19
(2) 事務に関する事項	19
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	19
○ 土木建築部	19
(1) 財務に関する事項	19
① 予算の執行が効率的でなかったもの	19
[収 入]	20
① 徴収に努力を要するもの	20
② 国庫補助金の受入れが遅れていたもの	20
[支 出]	20
① 給与が過不足払いとなっていたもの	20
(2) 事務に関する事項	21
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	21
② 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの	21
③ 契約方法について改善を要するもの	21
○ 企業局	21

(1) 事務に関する事項	21
① 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの	21
○ 教育庁	21
(1) 財務に関する事項	21
[収入]	21
① 授業料の徴収及び収納事務が適正でなかったもの	21
[支出]	22
① 給与が過不足払いとなっていたもの	22
② 旅費が過払いとなっていたもの	22
[契約]	22
① 必要な予定価格調書を作成していなかったもの	22
[財産]	22
① 公有財産（土地）の管理等が適正でなかったもの	22
(2) 事務に関する事項	23
① 消防用設備等の改修がなされず、校舎の安全管理が適正でなかったもの	23
② 産業廃棄物の管理が適正でなかったもの	23
③ 協議会の運営が休止しているもの	23
④ 相談業務について改善を要するもの	23
○ 警察本部	23
(1) 財務に関する事項	23
[支出]	23
① 給与が過不足払いとなっていたもの	23
[契約]	24
① 委託業務の積算が適切でなかったもの	24

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定に基づいて、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

ア 監査対象年度 平成15年度

イ 監査実施期間 平成16年1月20日から平成16年10月29日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、財務に関する監査については、監査の重点項目を次のとおり定めて実施し、事務に関する監査については、監査対象機関が処理する行政全般の事務について実施した。

平成16年の監査の重点項目

ア 収入の確保について

- イ 予算の計画的かつ効果的執行について
- ウ 財産（公有財産、物品）の取得、管理及び処分について
- エ 工事の設計及び施工について
- オ 補助金等の経理及び効果について
- カ 公営企業の経営管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
総 務 部	22	22	18	4
企 画 開 発 部	29	29	26	3
文 化 環 境 部	14	14	10	4
福 祉 保 健 部	27	27	23	4
病 院 管 理 局	27	27	27	
農 林 水 産 部	42	42	34	8
商 工 労 働 部	20	20	16	4
土 木 建 築 部	31	31	31	
出 納 事 務 局	2	2	2	
企 業 局	11	11	8	3
議 会 事 務 局	1	1	1	
教 育 庁	107	107	60	47
警 察 本 部	43	43	36	7
その他の行政委員会事務局	4	4	4	
合 計	380	380	296	84

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
総務部		県立看護大学	平成16年 5月11日～5月12日 " 6月 8日
本庁各課	平成16年 8月17日～8月20日 " 9月14日	首里厚生園	" 2月26日 " 3月16日
名護県税事務所	" 4月20日～4月21日 " 5月18日	女性相談所	" 3月 3日 " 4月 9日
コザ県税事務所	" 7月 8日～7月 9日 " 8月17日	中央児童相談所	" 5月11日～5月12日 " 6月18日
那覇県税事務所	" 7月 6日～7月 7日 " 8月18日	コザ児童相談所	" 3月11日～3月12日 " 4月 7日
自動車税事務所	" 7月 8日～7月 9日 " 8月19日	身体障害者更生相談所 (身体障害者更生指導所) (知的障害者更生相談所)	" 3月 2日 " 4月15日
東京事務所	" 2月 5日～2月 6日 " 3月 5日	衛生環境研究所	" 3月 2日～3月 3日 " 4月 9日
企画開発部		動物愛護センター	" 2月27日 " 3月25日
本庁各課	平成16年 8月17日～8月20日 " 9月14日	北部食肉衛生検査所	" 3月 9日 " 4月19日
宮古支庁各課	" 6月15日～6月18日 " 7月13日	病院管理局	
八重山支庁各課 (八重山農業用ガム管理所) (真栄里ガム管理所)	" 5月25日～5月28日 " 6月15日	本庁各課	平成16年 7月 6日～7月 7日 " 8月26日
八重山支庁 農林水産振興課 農業水産整備課	" 6月 7日～6月 8日 " 7月21日	北部病院	" 6月 2日～6月 4日 " 7月 5日
文化環境部		中部病院	" 6月29日～7月 1日 " 7月 5日
本庁各課 (計量検定所)	平成16年 8月24日～8月27日 " 9月10日	那覇病院	" 6月29日～7月 1日 " 7月12日
県立芸術大学	" 5月11日～5月12日 " 6月18日	南部病院	" 6月 2日～6月 4日 " 7月15日
福祉保健部		宮古病院	" 6月 9日～6月11日 " 7月14日
本庁各課	平成16年 8月31日～9月 3日 " 10月29日	八重山病院	" 6月 9日～6月11日 " 7月22日
北部福祉保健所	" 4月20日～4月22日 " 5月13日	精和病院	" 6月24日～6月25日 " 7月 8日
中部福祉保健所	" 3月 3日～3月 5日 " 4月 7日	農林水産部	
中央保健所	" 3月16日～3月17日 " 4月15日	本庁各課	平成16年8月24日～8月27日 " 9月10日
南部福祉保健所	" 2月24日～2月26日 " 3月16日	中央卸売市場	" 2月25日 " 3月30日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
中央家畜保健衛生所	平成16年 5月14日 " 6月21日	具志川職業能力開発校	平成16年 3月17日～3月18日 " 4月26日
家畜衛生試験場	" 5月13日 " 6月11日	浦添職業能力開発校	" 3月17日～3月18日 " 4月14日
家畜改良センター	" 4月22日 " 5月 6日	土木建築部	
畜産試験場	" 3月11日～3月12日 " 4月13日	本庁各課	平成16年 8月31日～9月 3日 " 10月28日
病害虫防除所	" 5月13日 " 6月 8日	北部土木事務所 (古宇利大橋建設現場事務所)	" 6月 2日～6月 4日 " 7月 7日
中部農業改良普及センター	" 2月24日 " 3月19日	中部土木事務所	" 5月19日～5月21日 " 6月17日
農業大学校	" 6月 1日 " 7月 7日	南部土木事務所	" 6月 9日～6月11日 " 7月15日
農業試験場	" 4月13日～4月14日 " 5月25日	中城湾港建設事務所	" 4月13日～4月14日 " 5月12日
農業試験場宮古支場	" 6月 8日(職員監査)	中城湾港マリンタウン建設事務所	" 4月13日～4月14日 " 5月21日
農業試験場八重山支場	" 5月25日 " 6月16日	下地島空港管理事務所	" 6月15日(職員監査)
北部農林土木事務所	" 3月 9日～3月10日 " 4月 5日	県ダム事務所 (倉敷ダム管理所) (金城ダム管理所)	" 3月 9日～3月10日 " 4月20日
中部農林土木事務所	" 5月13日～5月14日 " 6月11日	下水道管理事務所 (具志川浄化センター) (宜野湾浄化センター) (那覇浄化センター) (西原浄化センター)	" 4月26日～4月28日 " 5月12日
南部農林土木事務所	" 4月26日～4月28日 " 5月26日	下水道建設事務所	" 5月18日 " 6月18日
林業試験場	" 3月12日 " 4月 5日		
南部林業事務所	" 4月23日 " 5月24日	出納事務局	平成16年 6月24日 " 7月 2日
水産試験場	" 2月12日～2月13日 " 3月25日	企業局	
水産試験場八重山支場	" 5月25日 " 6月16日	本庁各課	平成16年 6月29日～7月 1日 " 8月26日
栽培漁業センター	" 4月22日 " 5月18日	水道施設管理事務所	" 5月18日～5月19日 " 6月24日
商工労働部		石川浄水管理事務所	" 5月20日 " 6月17日
本庁各課 (労政事務所)	平成16年 9月 7日～9月10日 " 10月28日	西原浄水管理事務所	" 5月21日 " 6月21日
大阪事務所	" 2月26日 " 3月 9日	議会事務局	平成16年 7月23日 " 8月20日
名古屋事務所	" 2月25日(職員監査)	教育庁	
工業技術センター	" 3月 4日～3月 5日 " 4月26日	本庁各課	平成16年 9月 7日～9月10日 " 10月29日

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
国頭教育事務所	平成16年 4月20日～4月21日 " 5月13日	真和志高等学校	平成16年 1月27日 " 2月17日
中頭教育事務所	" 4月15日～4月16日 " 5月7日	小禄高等学校	" 1月29日(職員監査)
那覇教育事務所	" 4月15日～4月16日 " 5月26日	宮古高等学校	" 2月19日(")
島尻教育事務所	" 4月15日～4月16日 " 5月24日	伊良部高等学校	" 2月18日(")
宮古教育事務所	" 2月17日～2月18日 " 3月2日	北部農林高等学校	" 2月3日～2月4日 " 3月29日
八重山教育事務所	" 2月17日～2月18日 " 3月25日	南部農林高等学校	" 1月27日～1月28日 " 2月5日
実習船運営事務所	" 2月13日(職員監査)	中部工業高等学校	" 1月27日～1月28日 " 2月10日
総合教育センター	" 2月12日～2月13日 " 3月30日	浦添工業高等学校	" 1月29日(職員監査)
県立博物館	" 2月12日 " 3月16日	沖縄工業高等学校	" 1月22日～1月23日
糸満青年の家	" 1月23日 " 2月17日	宮古工業高等学校	" 2月16日～2月17日 " 3月3日
宮古少年自然の家	" 2月20日 " 3月3日	名護商業高等学校	" 2月4日(職員監査)
石垣少年自然の家	" 2月20日 " 3月25日	具志川商業高等学校	" 1月23日 " 2月10日
辺土名高等学校	" 2月5日(職員監査)	中部商業高等学校	" 1月21日 " 2月10日
北山高等学校	" 2月6日(")	浦添商業高等学校	" 1月29日(職員監査)
名護高等学校	" 2月3日(")	南部商業高等学校	" 1月30日(")
宜野座高等学校	" 2月6日(")	翔南高等学校	" 1月19日(")
石川高等学校	" 1月20日 " 2月10日	島尻養護学校	" 1月21日 " 2月17日
与勝高等学校	" 1月21日(職員監査)	西崎養護学校	" 1月23日(職員監査)
読谷高等学校	" 1月22日 " 2月18日	宮古養護学校	" 2月20日 " 3月2日
嘉手納高等学校	" 1月22日(職員監査)	八重山養護学校	" 2月19日 " 3月26日
具志川高等学校	" 1月22日(")	泡瀬養護学校	" 1月28日(職員監査)
球陽高等学校	" 1月30日 " 2月18日	桜野養護学校	" 2月5日 " 3月29日
普天間高等学校	" 1月21日(職員監査)	那覇養護学校	" 1月30日 " 2月5日
陽明高等学校	" 1月20日(")	森川養護学校	" 2月3日 " 3月19日
首里高等学校	" 1月20日 " 2月17日	警 察 本 部	
首里東高等学校	" 1月20日(職員監査)	本庁各課	平成16年 7月6日～7月9日 " 8月25日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
豊見城警察署	平成16年 4月27日 " 5月21日	名護警察署	平成16年 3月10日 " 4月13日
糸満警察署	" 3月 2日 " 4月20日	本部警察署	" 3月11日 " 4月19日
与那原警察署	" 4月26日 " 5月21日	監査委員事務局	平成16年 6月25日 " 7月12日
沖縄警察署	" 3月 4日～3月 5日 " 4月14日	人事委員会事務局	平成16年 6月24日 " 7月12日
具志川警察署	" 4月28日 " 5月 7日	地方労働委員会事務局	平成16年 7月 2日 " 8月20日
石川警察署	" 5月14日 " 6月24日	選挙管理委員会事務局	平成16年 8月18日 " 9月14日

備考：監査実施期日の上段は職員監査、下段は委員監査の実施日である。

(3) 書面監査実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。書面監査は、平成16年9月13日から9月30日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
総務部	公文書館、平和祈念資料館（八重山平和祈念館）、自治研修所
企画開発部	海洋深層水研究所、宮古家畜保健衛生所、八重山農業改良普及センター
文化環境部	県民生活センター（宮古分室、八重山分室）、消防学校
福祉保健部	若夏学院、石嶺童園、総合精神保健福祉センター、中央食肉衛生検査所
農林水産部	北部家畜保健衛生所、乳用牛育成センター、ミバエ対策事業所 北部農業改良普及センター、南部農業改良普及センター、農業試験場名護支場 農業試験場園芸支場、北部林業事務所
商工労働部	福岡事務所、自由貿易地域管理事務所、工芸指導所、女性就労援助センター
企業局	久志浄水管理事務所、北谷浄水管理事務所、水質管理事務所
教育庁	県立図書館（宮古分館、八重山分館）、埋蔵文化財センター、名護青年の家 石川少年自然の家、玉城少年自然の家、本部高等学校、前原高等学校 美里高等学校、コザ高等学校、北谷高等学校、北中城高等学校 宜野湾高等学校、西原高等学校、浦添高等学校、那覇国際高等学校 開邦高等学校、那覇高等学校、那覇西高等学校、豊見城高等学校 豊見城南高等学校、南風原高等学校、向陽高等学校、知念高等学校 糸満高等学校、久米島高等学校、八重山高等学校、中部農林高等学校 宮古農林高等学校、八重山農林高等学校、北部工業高等学校 美里工業高等学校、那覇工業高等学校、南部工業高等学校、 八重山商工高等学校、那覇商業高等学校、沖縄水産高等学校、泊高等学校 沖縄盲学校、沖縄ろう学校、名護養護学校、美咲養護学校、大平養護学校 鏡が丘養護学校（浦添分校）、沖縄高等養護学校
警察本部	那覇警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、嘉手納警察署、宮古警察署 八重山警察署、警察学校

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び事務・事業等の執行は、おおむね適正に処理、執行されていた。しかし、一部について、なお、改善・是正を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置を講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、第3部局別の指摘事項に記述してある。

(1) 財務に関する指摘事項

ア 予算・収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
予算の執行が効率的でなかったもの	1	県ダム事務所
県税収納率の向上に努力を要するもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
県税の滞納処分を強化する必要があるもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
徴収に努力を要するもの	10	管財課、青少年・児童家庭課外8機関
現金出納事務が適正でなかったもの	1	県立看護大学
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	病院管理局、各県立病院
調定事務が適正でなかったもの	3	各県立病院
国庫補助金の受入れが遅れていたもの	1	河川課
授業料の徴収及び収納事務が適正でなかったもの	2	石川高等学校、球陽高等学校
計	21	

イ 支出、契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	18	那覇県税事務所外17機関
支出負担行為の整理が遅れていたもの	3	消防防災課、糖業農産課 八重山支庁農林水産振興課
支払遅延により不経済支出となっていたもの	1	中央児童相談所
旅費が過払いとなっていたもの	1	宮古教育事務所
契約事務が適切、適正でなかったもの	3	北部病院、南部病院、県警運転免許課
必要な予定価格調書を作成していなかったもの	1	教育庁総合教育センター
計	27	

ウ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
備品の管理が適正でなかったもの	3	県立看護大学、農業大学校、農業試験場
公用車両の利活用が図られていなかったもの	1	林務課
公有財産の管理等が適正でなかったもの	2	農業試験場、泡瀬養護学校
計	6	

(2) 事務に関する指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
嘱託員の業務改善を要するもの	2	八重山福祉保健所、中頭教育事務所
公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの	4	八重山支庁土木建築課、中部農林土木事務所、南部土木事務所、企業局総務課
公益法人の業務の監督が不十分なもの	11	国保・援護課外10機関
産業廃棄物の管理が適正でなかったもの	3	身体障害者更生相談所、翔南高等学校 宮古工業高等学校
診療報酬請求事務について改善を要するもの	1	各県立病院
給食業務の衛生管理に留意を要するもの	1	南部病院
嘱託員の勤務形態について改善の必要があるもの	1	家畜衛生試験場
規程の見直しが必要なもの	1	水産試験場八重山支場
事業実施に必要な法令手続きを怠っていたもの	1	栽培漁業センター
契約方法について改善を要するもの	1	県ダム事務所
校舎の安全管理が適正でなかったもの	1	泡瀬養護学校
協議会の運営が休止しているもの	1	教育庁総合教育センター
事務の適正化、効率化等事務改善を求めたもの	2	自動車税事務所 病院管理局、各県立病院
計	30	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	その他	計	
総 務 部		3	1				4	1
企 画 開 発 部			2				2	2
文 化 環 境 部			1				1	
福 祉 保 健 部		4	3		1		8	3
病 院 管 理 局		4	4	2			10	3
農 林 水 産 部		2	3		4		9	7
商 工 労 働 部		3					3	4
土 木 建 築 部	1	2	4				7	4
出 納 事 務 局								
企 業 局								1
議 会 事 務 局								
教 育 庁		2	3	1	1		7	5
警 察 本 部			2	1			3	
その他の行政委員会事務局								
計	1	20	23	4	6		54	30

(4) 監査所見

ア 給与等の支給事務の点検及び指導の徹底について

本定期監査の指摘事項として、給与等の過不足払いが多数あった。

給与等の過不足払いについては、その支給要件等の確認を十分に行わなかったことによるものがほとんどで、勤勉手当の支給に当たっての私傷病休暇、休職等による除算期間を誤ったものがその多数を占めている。

これらの誤りは、給与事務を担当する職員が業務を習熟していなかったために起こっているが、監督者がチェックを行うとともに、給与等を総括する部署においては、指導を徹底していただきたい。

イ 病院事業の会計処理の改善について

病院事業は、公営企業法に基づき、予算の作成に始まり、予算執行、出納事務及び決算調製に至るまで、多岐にわたる業務を行っているが、その処理において適切でないものが多数見受けられた。

収入関係では、研修受託料や健康診断料等の臨時に発生する収入の調定時期が遅れているもの、支出・契約関係では、所要の事務手続きが事後処理となっているものが、本報告書の掲記

事項となったもの以外にも散見された。

現在、病院事業は、収支の改善に向けて多くの課題に取り組んでいるところであるが、日常の財務会計処理についても診療部門、会計部門が連携して業務の改善に努力する必要がある。

ウ 公共工事の入札及び契約事務の改善について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が施行されたことに伴い、公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報を公表することになっている。

このことについて、土木建築部、農林水産部及び企業局を中心に監査した結果、概ね適正に行われていたが、「随意契約によることとした場合」または、「金額の変更を伴う契約変更の内容等」については、公表されていなかった。

公共事業の入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約をめぐる不正行為の防止を図るとともに、入札及び契約の過程が適正に行われていることを明らかにするうえで不可欠であることから、入札情報の公表の取扱いについて、遺漏のないよう留意する必要がある。

エ 公益法人の監督の強化について

公益法人は、営利を目的とせず、社会一般の利益となる事業を行うことを目的として設立される団体であり、各分野で重要な役割を担っている。知事の所管に属する公益法人に対する指導監督が、関係法令等の定めるところにより適切に行われているかについて監査した結果、所管課による検査は、原則として3年に1回行うこととなっているが、同検査を実施していないものが多数見受けられた。

検査に当たっては、事業の実施状況及び財産の管理状況等に関し行うが、特に公益法人の設立趣意に基づき、事業の公益性や収益事業の規模等について留意し、適切かつ計画的な検査を強化する必要がある。

オ 産業廃棄物の適正な管理について

昨年度に引き続き、産業廃棄物の取扱いについて、各部局共通事項として監査した。

その結果、全体として産業廃棄物の排出量の抑制及びその管理は概ね適正に行われていたが、一部、その管理・保管に適正でないものがあった。

県においては、環境問題を重要な施策として取り組んでいるところであり、環境関連法令等を遵守することはもとより、環境保全対策に率先して行動することが全職員の責務であることを認識すべきである。

第3 部局別の指摘事項

○ 総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 県税収納率の向上に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収納率が前年度に比べ0.1ポイント低下している。

引き続き収納対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成15年度	90,946,686,196	85,565,074,873	678,691,439	4,707,737,995	94.1
平成14年度	92,500,644,050	87,162,747,841	422,335,374	4,920,701,006	94.2
対前年度比	98.3	98.2	160.7	95.7	—

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条（5年時効）に基づくものが大半を占めている。これらの処分の滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

③ 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	50,304,992円	6.0%	8.4%

(管財課)

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

6月期、12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、計113,154円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(那覇県税事務所)

(2) 事務に関する事項

① 自動車税の督促状発送業務に改善を要するもの

平成15年度の自動車税の納期内納付率は、56.2%にとどまっている。

未納者に対しては、督促状を発送することになるが、その発送業務に2週間程度を要していることから、その間の納付済分に対する督促状発送が2万件を超えている状況となっている。納期内納付率の向上を図るとともに、いわゆる行き違い督促状発送件数を縮減するための業務改善に努める必要がある。(自動車税事務所)

○企画開発部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

準特地勤務手当の支給に当たって、支給期間の確認が十分でなかったため、支給すべき職員に同手当80,928円を支給していなかった。(八重山支庁総務・観光振興課)

② 支出負担行為の整理が遅れていたもの

県営樹苗畑生産委託事業及び治山施設維持管理工事の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

(八重山支庁農林水産振興課)

(2) 事務に関する事項

① 相談業務について改善を要するもの

身体障害者相談員の活動記録が、同相談員運営要領に沿った報告となっておらず、相談員の活動状況を把握するには不十分なものとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(八重山福祉保健所)

② 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの

公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)に基づき公表することになっているが、「随意契約によることとした場合」の事項が公表されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(八重山支庁土木建築課)

○文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの

市町村磁気探査支援事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。(消防防災課)

○福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
児童扶養手当過誤払い返還金	149,550,148円	92.3%	13.0%
			(青少年・児童家庭課)
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	274,223,023円	67.8%	2.8%
			(青少年・児童家庭課)
児童福祉施設負担金	163,694,938円	53.9%	3.9%
			(障害保健福祉課)

② 現金出納事務が適正でなかったもの

入学考査料の指定金融機関等への払い込みは、収納したその日に行うべきであるが、数日分まとめて払い込む事務処理を行っており、最長18日間払い込みが遅れているものがあった。(県立看護大学)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間を誤ったため、61,908円が過払いとなっていた。(中部福祉保健所)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、産前産後休暇の除算期間を誤ったため、144,559円が不足払いとなっていた。(南部福祉保健所)

② 支払遅延により不経済支出となっていたもの

施設負担金の認定額の変更に伴う返還金の支払いが遅れたため、3人分の還付加算金245,400円が不経済支出となっていた。(中央児童相談所)

[財 産]

① 備品の管理が適正でなかったもの

平成15年度に多数の備品を購入しているが、これらのほとんどについて備品受入登録がなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(県立看護大学)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。(国保・援護課、薬務衛生課)

② 産業廃棄物の管理が適正でなかったもの

当所から排出される廃油の処理について、法令で義務づけられている産業廃棄物管理票の交付及び処理の確認が行われていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(身体障害者更生相談所)

○病院管理局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成15年度末における医業未収金(個人負担分)は、1,631,450,707円となっており、前年度末より11.4パーセント増加していた。未収金の発生防止及び回収について一層努力する必要がある。(病院管理局、各県立病院)

② 調定事務が適正でなかったもの

「その他医業収益」のうち臨時に発生する収入（研修受託料、健康診断料等）について、収入が発生したときに収入調定すべきものを調定していなかった。

（各県立病院）

③ 行政財産の使用料が徴収不足となっていたもの

院内食堂外4件の行政財産の使用許可に係る使用料について、建物使用料の算定を誤ったため、162,322円が徴収不足となっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。（那覇病院）

④ 行政財産の使用料の調定が行われていなかったもの

行政財産の使用許可に係る建物使用料について、年度当初で収入調定をすべきものが行われていなかった。（宮古病院）

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

離島診療所勤務の職員について、準特地勤務手当を支給すべきであったが、同手当309,168円を支給していなかった。（中部病院）

住居手当の支給に当たって、看護師住宅（公舎）に入居しているにもかかわらず、同手当を支給したため、36,000円が過払いとなっていた。（中部病院）

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため、88,817円が過払いとなっていた。

（南部病院）

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、44,819円が不足払いとなっていた。（南部病院）

[契 約]

① 契約方法について改善を要するもの

競争入札に付すべき業務委託契約について、随意契約により執行しているものがあった。
(北部病院)

② 契約手続きが適正でなかったもの

水道法に基づく貯水タンクの定期清掃業務について、会計手続きがないまま執行されていた。
(南部病院)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について改善を要するもの

診療報酬請求において、患者の保険証記載事項の転記ミスや担当医師のコメント漏れ等が多く見受けられ、診療報酬請求明細書の返戻割合が高くなっている。

明細書のチェック体制を強化するなど、引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
(各県立病院)

② 給食業務の衛生管理に留意を要するもの

入院患者の給食業務受託契約において、業務従事者に対し、月1回以上の検便、年2回以上の寄生虫検査等を行うことを義務づけているが、検査を実施しておらず、病院側もこれを見過ごし、衛生管理に不注意があった。
(南部病院)

③ 本庁、病院間の振替手続きに改善を要するもの

本庁執行の建設改良工事、医療機器購入、企業債借入、企業債償還等について、各病院での経理記帳は、取引が行われた時点で行うべきものを、会計年度末に集中して行っており、これが決算事務の遅れとなっている。本庁と病院間の振替手続きを改善する必要がある。
(病院管理局)

○農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
農 業 改 良 資 金 償 還 金 ・ 違 約 金	515,600,300円	71.6%	12.7% (農政経済課)
林業改善資金貸付金 元 利 収 入	45,528,528円	45.6%	5.8% (林務課)

[支出]

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの

含みつ糖高付加価値化推進モデル事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。(糖業農産課)

② 給与が過払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、39,262円が過払いとなっていた。

(林務課)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、105,867円が過払いとなっていた。(北部農林土木事務所)

[財産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

(林 務 課)

② 備品の管理が適正でなかったもの

工事請負費で取得した備品の受入登録がなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後修正されている。

(農業大学校)

平成15年度に購入及び処分した備品について、受入及び払出の登録がなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後修正されている。

(農業試験場)

③ 財産台帳の保管、管理が適正でなかったもの

公有財産台帳及び現況実測平面図、境界測量図等が整備されていなかった。

なお、この事項については、指摘後修正されている。

(農業試験場)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(園芸振興課、畜産課、営農推進課)

② 嘱託員の勤務形態について改善の必要があるもの

農業技術補佐員1名と試験研究等業務嘱託員1名を主として家畜管理の業務に当たらせているが、両者の勤務形態をみると、農業技術補佐員に週休日等の勤務を命令し、時間外勤務手当等を支給していた。嘱託員配置の趣旨に鑑み、両者の勤務形態について改善する必要がある。

なお、この事項については、指摘後改善されている。

(家畜衛生試験場)

③ 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの

公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)に基づき公表することになっているが、金額の変更を伴う契約変更の内容等が公表されていなかった。

(中部農林土木事務所)

④ 水産生産物払下規程の見直しが必要なもの

現行の水産生産物払下規程は、取引の実態にそぐわないものとなっており、同規程の見直しを行う必要がある。

(水産試験場八重山支場)

⑤ 事業実施に必要な法令手続きを怠っていたもの

港湾区域内での魚類種苗の中間育成等のための生け簀設置については、港湾法に基づく
占用更新手続きが必要であったが、平成6年度以降、占用協議を得ないまま使用していた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。 (栽培漁業センター)

○商工労働部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に
努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備 導入資金貸付金元利収入	3,057,523,443円	63.8%	26.2%
			(経営金融課)
違約金及び延納利息	70,245,248円	97.2%	3.4%
			(経営金融課)
賃貸工場施設使用料	37,893,333円	29.9%	172.7%
			(企業立地推進課)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則
として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検
査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。

(産業政策課、工業・工芸振興課、労働政策課、雇用対策課)

○土木建築部

(1) 財務に関する事項

[予 算]

① 予算の執行が効率的でなかったもの

当所において、ダム水面のボタンウキクサの処理費用として5,334,000円支出しているが、
ボタンウキクサが繁茂した後に処理を行ったことから費用が増嵩していた。

早期に対策をとり、処理費用の縮減に努める必要があった。 (県ダム事務所)

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	881,945,126円	16.3%	2.0%

(住宅課)

② 国庫補助金の受入れが遅れていたもの

事業の進捗により、国庫補助金の概算払いの請求が可能であったにもかかわらず、これを行わなかったことから、当該国庫補助金の受入が相当期間遅れていた。

(河川課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

給料及び職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

休職期間中の給料及び住居手当の支給に当たって、休職1月未満の日割計算を行わなかったため、計38,094円が過払いとなっていた。(中部土木事務所)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、59,380円が過払いとなっていた。

(中部土木事務所)

給料の支給に当たって、産休期間中の給与の一部が支給されていなかったため、64,556円が不足払いとなっていた。また、12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、19,362円が過払いとなっていた。(中部土木事務所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、38,778円が過払いとなっていた。

(中部土木事務所)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。
(技術管理室、都市整備・モラル課)

② 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの

公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき公表することになっているが、「随意契約によることとした場合」の事項及び金額の変更を伴う契約内容等が公表されていなかった。
(南部土木事務所)

③ 契約方法について改善を要するもの

金城ダム・座間味ダム管理業務を（財）沖縄県建設技術センターに随意契約により委託をしているが、当該業務の内容から民間への委託について検討する必要がある。
(県ダム事務所)

○企業局

(1) 事務に関する事項

① 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの

公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき公表することになっているが、金額の変更を伴う契約変更の内容等が公表されていなかった。
なお、この事項については、指摘後は正されている。
(総務課)

○教育庁

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 授業料の徴収及び収納事務が適正でなかったもの

授業料納入の確認をする徴収簿がPTA会費等の歳入外の収入金徴収簿と兼用されていたため、授業料の納入状況が不明瞭なものとなっていた。
なお、この事項については、指摘後は正されている。
(石川高等学校)

平成15年度新入学生の4月分授業料合計2,976,000円(320名分)を出納員が受領してから指定金融機関等へ払い込むまで約3ヶ月を要し、収納事務が著しく遅延していた。

(球陽高等学校)

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後更正されている。

6月期の勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては病気休暇による除算期間を誤ったため、また、職員Bについては基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、計152,230円が過払いとなっていた。

(宮古工業高等学校)

へき地手当に準ずる手当の支給に当たって、職員Aについては支給期間内であるにもかかわらず支給を行わなかったため、また、職員Bについては支給割合を誤って支給したため、計302,970円が不足払いとなっていた。

(国頭教育事務所)

② 旅費が過払いとなっていたもの

職員Aの出張旅費の支給に当たって、航空賃及び鉄道賃を重複して支給したため、35,600円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後更正されている。

(宮古教育事務所)

[契約]

① 必要な予定価格調書を作成していなかったもの

業務委託契約、賃貸借契約等に当たり、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったものが3件あった。

(総合教育センター)

[財産]

① 公有財産(土地)の管理等が適正でなかったもの

学校用地として購入し、管理している土地一筆517㎡について、賃借権が設定されたままとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、賃借権の抹消登記がなされている。

(泡瀬養護学校)

(2) 事務に関する事項

① 消防用設備等の改修がなされず、校舎の安全管理が適正でなかったもの

市消防本部から屋内消火栓設備他3点について、不備欠陥事項の改修指示を受けているにもかかわらず改修が行われていなかった。

なお、これらの設備については、指摘後、改修されている。(泡瀬養護学校)

② 産業廃棄物の管理が適正でなかったもの

実習等で使用された潤滑油等の廃油が長期間にわたって適正な管理が行われず、また、産業廃棄物として処理が行われていないものが次のとおりあった。

なお、これらの産業廃棄物については、指摘後、適正に処理されている。

実習等で使用された潤滑油等の廃油ドラム缶二本半分が、10年間にわたって処理されず、また、保管状況が適正でなかった。(翔南高等学校)

廃油の入ったドラム缶が、およそ9年間にわたってグラウンド内に放置されたままとなっていて、ドラム缶の腐食が進み周辺への汚染が懸念される状態となっていた。

(宮古工業高等学校)

③ 協議会の運営が休止しているもの

沖縄県立総合教育センターの運営の円滑を図るため設置された「沖縄県立総合教育センター協議会」が平成6年度以降開催されておらず、同協議会の利活用が図られていなかった。

(総合教育センター)

④ 相談業務について改善を要するもの

不登校等、学校不適応児童生徒や父母の相談を行う巡回教育相談員の業務実態の把握状況をみると、書面による業務報告が年1回のみ提出となっていて、相談員の活動状況の把握が十分でなかった。

なお、この事項については、指摘後改善されている。(中頭教育事務所)

○警察本部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過

不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、同手当142,184円が不足払いとなっていた。(鑑識課)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、56,113円が過払いとなっていた。(運転免許課)

[契 約]

① 委託業務の積算が適切でなかったもの

運転免許関係の委託業務契約において、執行予定額の積算が、委託業務の標準的な経費をもって積算すべきものを委託先の経費実績を積算基礎にするなど、積算方法が適切でなかった。(運転免許課)